

## 廃液収集運搬・処分業務仕様書

### 1 業務名

廃液収集運搬・処分業務

### 2 排出事業者

- (1) 名称 香川県立白鳥病院
- (2) 住所 香川県東かがわ市松原 963 番地

### 3 業務概要

#### (1) 内容

香川県立白鳥病院（以下「当院」という。）から排出される廃液（産業廃棄物・特別管理産業廃棄物）について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他関係法令等（以下「関係法令等」という。）に従い収集し、処分場まで運搬のうえ処分を行う。

#### (2) 種類、性状及び数量

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、その他「ジクロロメタン」、「シアン化合物」といった有害物を含むもの等 ※詳細は別表のとおり

#### (3) 収集日・収集時間

別途協議のうえ決定するものとする。

#### (4) 搬出場所

当院本館 1 階検体検査室内検査廃液保管場所及び当院倉庫棟

### 4 委託期間

契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日

### 5 受託者要件

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集運搬業及び処分業について、香川県又は高松市等より必要な許可を得ている者であること。

### 6 その他

- (1) 受託者は処分完了後、産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）B 2 票、D 票、E 票を当院へ返送することとし、当院の管理票 A 票との照合確認をもって業務完了とする。
- (2) 収集運搬に当たっては、廃棄物が飛散しないよう注意し、飛散した場合は必ず清掃すること。
- (3) 受託者は、収集運搬・処分作業に伴い病院又は第三者に損害を与えた場合、業務従事者が業務上の負傷又は死亡した場合などその他の一切の行為について、その賠償の責を負うものとする。
- (4) 許可事項に変更があった場合は、受託者は速やかにその旨を当院に通知するとともに、変更後の許可証の写しを当院に提出する。
- (5) 受託者は、業務上知り得た機密を他に漏らしてはならない。また、他の目的に使用してはならない。
- (6) 廃液の容器については、受託者にて適切に処分すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項について疑義を生じた時は、その都度、当院と協議し、その指示に従うこと。